

令和元年7月5日

内閣府 御中

要望書

一般社団法人 全国保育連盟

理事長 古川 浩一郎



保育園の施設を多目的活用できるよう規制緩和を

保育園の施設・設備において、保育以外の利用ができるように規制緩和を、要望いたします。

1 保育の妨げにならないようことを前提に、園内の施設を多目的に利用出来るようにすることで、園をより地域の方々に認知していただき、地域に開かれた園運営ができるようになります。

例)

- ・利用がない保育室を子育てサークルへ開放
- ・日曜日に保育室を地域のコミュニティに開放

2 開放する際に事業として利用料の徴収を行う等、施設利用による多目的経営を目指します。収益は保育園収入と認め、施設運営の財源とすることで国・自治体の補助金負担減に貢献します。

例)

- ・地域のカルチャースクール
- ・子ども達に関わる事業（塾、習い事、等）への開放

【事業者の対応策】

- ①安全区分、立ち入り制限等で衛生・防犯の徹底を行います。
- ②利用実績、収支報告ができるように、管理徹底を行います。